

第1章（第1部から第4部関連）

1. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）第1517.90号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」の産品について

EU協定及び英国協定の附属書3-B第1517.90号第一欄「混合植物性油（更に加工されたものを除く。）」に当たる産品は関税率表第1517.90号-2-(2)「その他のもの」に当たる産品をいう。

2. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）中、生産において使用する材料について関税率表の類や品目等を限定し、「締約国において完全に得られるものであること」と規定されている規則の解釈について

EU協定及び英国協定の附属書3-Bにおいて、第二欄に記載する規則が例えば「生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。」の場合、当該規則は生産において直接使用される第7類の材料だけでなく、他の材料の生産に使用される第7類の材料についても締約国において完全に得られるものであることを意味する。